

# 京都安心すまい応援金 (京都市子育て世帯既存住宅取得応援金) 手続きのご案内

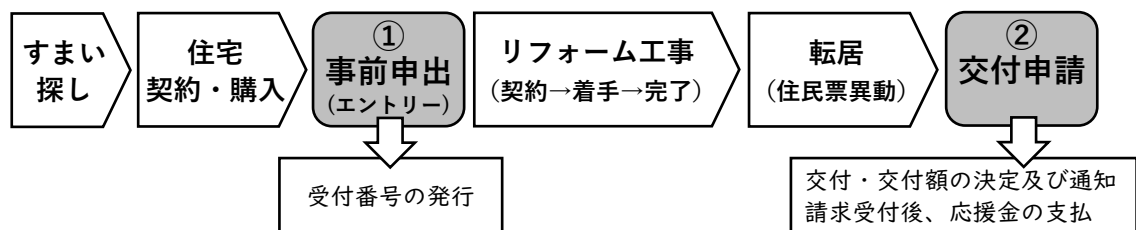


子育て世帯の本市への定住・移住と既存住宅の流通との促進を目的に、市内の既存住宅を購入してリフォーム工事をし、暮らし始めた未就学の子どもがいる世帯に「応援金」を交付します。

## 1 手続きの流れ

本制度の手続きの流れは以下のとおりです。

【①事前申出（エントリー）】及び【②交付申請】の手続きが必要です。



- ※ 事前申出(エントリー)日以前に、リフォーム工事契約又は購入された住宅に転居(住民票異動)された場合は、交付対象となりません。
- ※ 受付番号は提出書類の確認後の発行となりますので、後日発行します。事前申出(エントリー)自体は、事前申出(エントリー)日時点で有効です。
- ※ 十分な額の予算をご用意していますので、事前申出(エントリー)を急ぐ必要はありません。
- ※ 事前申出(エントリー)を行っていても、交付申請の内容により応援金の全部又は一部の交付が認められない可能性があります。

## 2 受付期間

### ① 事前申出（エントリー）

令和6年8月22日（木）から **令和7年3月31日（月）**まで

### ② 交付申請

令和6年8月22日（木）から **令和7年12月31日（水）**まで

## 3 手続き方法

受付は原則オンライン（提出書類については、郵送・持参も可）で行います。

- ※ オンラインでの申請が難しい場合は、窓口（お問合せ先）までご相談ください。

【事前申出・交付申請はこちらから】

<https://miyakoanshinsumai.com/kosodatesumai/>



#### 4 応援金の対象となる世帯（交付対象世帯）



応援金の対象となる世帯は、以下の①～⑦を全て満たす世帯です。

|   |  |
|---|--|
| ① | 事前申出日時時点で、未就学児と申請者（未就学児の親）を含む世帯員（以下「世帯構成員」という。）で構成されていること。   |
| ② | 世帯構成員全員が、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していないこと。 |
| ③ | 世帯構成員全員が、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）              |
| ④ | 世帯構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者居住確保給付金を受給していない者であること。  |
| ⑤ | 世帯構成員全員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。   |
| ⑥ | 転居後5年以上継続して、転居する既存住宅に居住する意思を有していること。   |
| ⑦ | 地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加する意思を有していること。  |

#### 5 交付要件



##### (1) 以下の要件の全てを満たす既存住宅（交付対象住宅）の購入

|   |  |
|---|--|
| ① | 京都市内に存する住宅であること。                                       |
| ② | 売買契約の額（交付対象住宅に係る土地の売買契約額を含むことができる。）が500万円（税抜き）以上であること。 |

##### (2) 以下の要件の全てを満たすリフォーム工事の実施

|   |   |
|---|---|
| ① | 事前申出日以降に申請者が契約し、交付申請日までに完了する工事であること。              |
| ② | 工事施工者が、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）であること。 |

##### (3) その他、以下の要件を満たすこと

|   |  |
|---|--|
| ① | 売買契約日から事前申出日までの間に、世帯構成員が交付対象住宅に居住地として住民登録をしていないこと。 |
| ② | 交付申請日において、世帯構成員全員が交付対象住宅へ転居し、居住していること。             |
| ③ | 交付申請日において、交付対象住宅に係る所有権が申請者の名義であること。                |

## 6 応援金の交付金額

### (1) 基本額

100万円

### (2) 加算額

以下の項目に該当するときは、各項目につき50万円の加算を行います。

ただし、加算額は最大100万円までとします。

|   |   |
|---|---|
| ① | 事前申出日時時点で交付対象世帯が子ども（出産予定の子どもを含む。）が2人以上いる世帯の場合 |
| ② | 事前申出日時時点で本市外に1年以上継続している交付対象世帯が、交付対象住宅に転居する場合  |
| ③ | 交付対象住宅が京町家等又は管理計画認定マンションの場合                   |

※ 事前申出日後に子どもが2人以上になった又は管理計画認定マンションになった場合、交付申請の前に変更の申出をすることで、加算額を変更することができます。

### 【用語の定義】

#### ◎住宅

自己の居住の用に供する、一戸建ての住宅又は長屋建て住宅の住戸若しくは共同住宅の住戸 ※店舗等の用途を兼ねる住宅を含む。

#### ◎既存住宅

令和2年3月31日までに建築された住宅

#### ◎リフォーム工事

住環境の改善のために行う工事 ※外構工事を除く。

#### ◎未就学児

平成30年4月2日以降に生まれた子ども又は出産予定の子ども

#### ◎転居

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を居住地への住所に異動すること

#### ◎京町家等

建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物

#### ◎管理計画認定マンション

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の5に規定する通知を受けた管理者等が管理を行うマンション

※[京すまいの情報ひろば](#)又は[\(公財\)マンション管理センター](#)のHPから確認できます。



## 7 提出書類

### ① 事前申出時

| ★：必須<br>○：該当する場合 |   | 提出書類   |
|------------------|---|--|
| ★                | ① | 交付対象住宅に係る土地・建物売買契約書の写し   |
| ★                | ② | 交付対象住宅の建築年月日が分かる書類の写し<br>(例) 売買契約に係る重要事項説明書、登記事項証明書、建物の検査済証 等          |
| ★                | ③ | 交付対象住宅への転居前の交付対象世帯全員の住民票の写し<br>※発行日から3ヶ月以内のもの<br>※続柄の記載が必要<br>※個人番号は不要 |
| ○                | ④ | ③の前の住所が分かる書類の写し<br>※③に記載された住所地での居住が1年未満の場合<br>(例) 住民票の除票、戸籍の附票 等       |
| ○                | ⑤ | 母子健康手帳等の出産予定であることがわかる書類の写し<br>※発行元、交付日及び交付番号、子の親の氏名、分娩予定日が分かる部分        |

### ② 交付申請時

| ★：必須 |   | 提出書類   |
|------|---|--|
| ★    | ① | 応援金交付申請書（第1号様式）  |
| ★    | ② | 誓約書及び同意書（第2号様式）  |
| ★    | ③ | 交付対象住宅に係る土地及び建物の登記記録の全部事項証明書の写し  |
| ★    | ④ | 交付対象住宅に係るリフォーム工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し<br>※注文書、請書でも可                       |
| ★    | ⑤ | ④の契約に係る費用を支払ったことが分かる書類の写し  |
| ★    | ⑥ | リフォーム工事の着手前及び完了後の状況を示す写真<br>※事例として使用する場合があります。                         |
| ★    | ⑦ | 交付対象住宅への転居後の交付対象世帯全員の住民票の写し<br>※発行日から3ヶ月以内のもの<br>※続柄の記載が必要<br>※個人番号は不要 |
| ★    | ⑧ | 請求書  |

## 重要（必ずお読みください）

- ◎ この応援金は、世帯に対して交付するものです。同一世帯に属する方が応援金を複数回申請することはできません。
- ◎ 申出内容を変更する又は取下げる場合は、手続きが必要です。
- ◎ 他の補助金と併用される場合は、それぞれ申請のタイミングが異なりますので、ご注意ください。
- ◎ 応援金の利用により、以下の金融機関が提供する住宅ローン商品で優遇を受けることができる場合があります。
  - ・住宅金融支援機構（【フラット35】地域連携型）
  - ・京都信用金庫
- ※ 金融機関への提出書類の発行を依頼される方は、住宅契約・購入前に事前申出（エントリー）をすることができます。詳細は、手続方法のホームページをご参照ください。
- ◎ 応援金は一時所得に相当しますが、「国庫補助金等の総収入金額不算入（所得税法第42条）」の適用を受けることができます。本規定の適用によって、応援金は総収入金額に不算入とすることができ、課税されません。（確定申告において所定の手続が必要です。）  
（参考）国税庁ホームページ（国庫補助金等を受け取ったとき）：  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>  
国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）：0570-00-5901
- ◎ 交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、住宅の取得等の対価の額から応援金の額を差し引く必要があります。



### 【お問合せ先】京（みやこ）安心すまいセンター

電話

075-744-1670  
（午前9時30分から午後5時まで）

休館日

水曜日・第3火曜日・祝日及び年末年始

住所

〒600-8127  
京都市下京区西木屋町通上ノロ上る梅湊町83番地  
地の1（河原町五条下る東側）  
「ひと・まち交流館 京都」地下1階  
【バス】市バス4、7、205号系統「河原町正面」下車  
【電車】京阪電鉄「清水五条」下車 徒歩8分  
地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩10分



京安心すまいセンターは、  
京都市住宅供給公社が運営しています。

（更新履歴）

令和6年7月10日 Ver.6-1 手続き・要件を公開